

## 一般社団法人守谷市スポーツ協会一般会員規程

令和3年4月1日  
スポーツ協会規程第19号

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人守谷市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）定款第7条第2項に基づき、一般会員に関し必要な事項を定めるものとする。

### (一般会員)

第2条 一般会員は、スポーツ協会の目的及び事業の趣旨に賛同した個人及び団体とする。

2 一般会員は、次のことを受けることができる。

- (1) スポーツ協会主催の各種大会、事業等の参加
- (2) その他

### (入会及び登録要件)

第3条 新たにスポーツ協会に一般会員として入会しようとする個人及び団体は入会申込書（様式1）及び会員登録書（様式2）を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 継続して一般会員となる個人及び団体は、会員登録書（様式2）を提出し、正会員又は理事会の承認を得なければならない。

3 一般会員は、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険又は同等の補償が得られる保険に加入しなければならない。

### (入会金及び会費)

第4条 会員の入会金及び会費は、社員総会で金額を決定する。ただし、スポーツ協会の設立当初においての入会金及び会費については、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ協会における一般会員の入会金は無料とする。
- (2) スポーツ協会の会費は、年会費として年間登録人員×500円を納めるものとする。但し、スポーツ少年団員は年間登録人員×200円とする。
- (3) 会費については、その全額を当法人の活動に必要な経費に充てるものとする。

### (会員期間)

第5条 一般会員の会員期間は、4月1日から3月31日までとし、新たに加盟した会員については、会費の納入日から当該年度最終日までとする。

### (任意退会)

第6条 会員は、退会届（様式3）を提出することにより任意にいつでも退会するこ

とができる。

(除名)

第7条 スポーツ協会の会員が次のいずれかに該当するときは社員総会の特別決議によりその資格を失う。

- (1) スポーツ協会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) スポーツ協会の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の場合においては、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、当該社員総会において弁明する機会を与えるものとする。

3 会員を除名する決議が成立したときは、除名した会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 スポーツ協会の会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき。
- (2) 議決権を有する会員（正会員等）全員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

2 スポーツ協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しないものとする。

第9条 この規程の施行について、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。